

盛岡市監査委員告示第 35 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 24 年 10 月 26 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 24 年 6 月 4 日付け 24 盛監第 21 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 総務部及び選挙管理委員会事務局に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

平成 24 年 7 月 27 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男 様
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 6 月 4 日付け 24 盛監第 21 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 総務部総務課）

- (1) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 2 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- (3) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務開始時刻の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 1 の(1) について

ア 措置の内容

令達文書番号の付番に係る事務を総務課員が行う際、当該令達に係る公印の使用承認は、別の総務課員が行うこととした。なお、併せて総務課内の他の事務においても、予防措置として公印の使用承認は、当該事務の担当課員とは別の総務課員が行うこととした。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

各課起案の規則の公布手続きは、総務課で行っている。また、公印管理は、公印管理者である総務課長の承認権限を公印取扱者のほか、課員全員に下部委任し

ている。このため、規則公布事務と使用承認が同一の課員により行なわれることが要因となったと考えられる。このため、予防措置として、令達文書の公布をする場合、当該公布を担当する課員以外の総務課員が公印の使用承認を行うこととした。なお、併せて総務課の他の事務においても、同様の事案が発生する可能性があることから、公印の使用承認は、当該事務の担当課員とは別の総務課員が行うこととした。

(2) 1の(2)について

ア 措置の内容

所属長の決裁印の押印をもらした時間外勤務手当の支給については、平成24年7月31日に返納を完了した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

時間外勤務命令簿の記録内容について、本人から庶務担当者を経て決裁権者に至る確認が不十分であった。口頭による時間外勤務命令の指示と決裁印の押印を時期を分けることをせず、即時押印を徹底することを所属長以下課内で確認した。

(3) 1の(3)について

ア 措置の内容

勤務開始時刻の記載誤りによる時間外勤務手当の支給については、正しい時間外の開始時刻の記載に更正し、平成24年7月31日に返納を完了した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

災害対策本部の従事開始時刻と通常勤務から時間外勤務に切り替わる時間区分とを混同し、開始時刻を記載したことによるものである。当該時間区分については、職員本人の理解を求めるほか、時間外勤務命令の取りまとめ時における職員本人、庶務担当者及び庶務担当係長による三重の確認体制を整え、再発防止に努める。

24 盛 総 第 号
平成24年 7 月27日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男 様
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成24年 6 月 4 日付け24盛監第21号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 総務部総務課情報企画室）

公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

公印使用承認については、公印取扱規定の遵守を徹底した。今後は原議と押印承認文書を必ずセットで公印管理者に提示し、承認を得ることとした。

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

今回の事案は、複数の原議を重ねてまとめて使用承認を受ける際に、全ての原議について使用承認を得たものと誤認したことにより発生したものである。このため、公印を使用する側の公印取扱の手続きを所属内で再確認して認識を共有するなど改めて周知することとした。

平成24年 7 月30日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男 様
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成24年 6 月 4 日付け24盛監第21号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 総務部職員課）

公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが12件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

公印取扱の手続きについて、所属内で再確認したほか、公印管理者（課長）及び公印取扱者（課長補佐）が不在の場合における使用承認のため、係長を公印取扱者に加えることとした。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

今回の事案は、公印使用の際、公印管理者等の承認を受ける手続きの認識はあったものの、①公印を押印使用する際に口頭による了解の下、適時の押印処理の請求をしなかったこと、②公印使用時に公印管理者等が不在であったため、適時の押印処理の請求をしなかったことが原因と考えられる。

公印取扱の手続きについて、改めて所属内で再確認することとしたほか、今後、公印管理者（課長）及び公印取扱者（課長補佐）が不在の場合における使用承認のため、係長を公印取扱者に加えることとした。

平成24年 9 月28日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤尾 善一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市選挙管理委員会委員長 小野寺 正孝

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成24年 6 月 4 日付け24盛監第21号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 選挙管理委員会事務局）

- (1) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが7件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 契約事務に当たり、一者随契の業者選定理由が記載されていない事例が7件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 契約事務に当たり、契約約定に定める業務完了の確認又は成果品の検査に合格した旨の通知書を送付しない事例が6件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 公印関係

ア 措置の内容

公印取扱規程及び盛岡市本庁等文書規程等の規定に則り、公印を適正に使用するように決裁権者である管理職、事務担当者及びその他の事務局職員全員に対して指導した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

管理職等による指導及びチェックが十分ではなかったこと及び事務担当者の公印の取扱いについての認識が十分ではなかったことが原因である。今後は、管理職を始めとする事務局職員全員が公印取扱規程及び盛岡市本庁等文書規程等の関係例規を習熟するとともに、再確認を徹底して再発防止に努める。

(2) 契約事務に係る業者選定理由の不記載関係

ア 措置の内容

契約事務に係る記載事項の不備については、一者随契とする根拠についての説明部分の訂正を行った。また、契約検査課作成の契約事務の手引きに従って適正

に事務処理を行うように、決裁権者である管理職、事務担当者及びその他の事務局職員全員に対して指導した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

管理職等による指導及びチェックが不十分であったこと、及び、事務担当者の契約事務に対する認識が十分ではなかったことにより生じた初歩的な誤りである。今後は、契約事務に当たり、事前に事務局内で業者の選定について協議を行い、契約手続きの透明性、公平性を確保することに努めることとし、管理職を始めとする事務局職員全員に対する指導を徹底するほか、再確認を徹底することにより再発防止に努める。

(3) 契約事務に係る完了検査に合格した旨の通知の未送付関係

ア 措置の内容

契約検査課作成の契約事務の手引きに従って適正に事務処理を行うように、決裁権者である管理職、事務担当者及びその他の事務局職員全員に対して指導した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

管理職等による指導及びチェックが不十分であったこと、及び、事務担当者の契約約定に対する理解が十分ではなかったことが原因である。今後は、管理職を始めとする事務局職員全員に対する指導を徹底するほか、契約事務処理におけるチェックシートを作成し、再確認を徹底することにより再発防止に努める。